

社会福祉士養成所運営規程

平成 12 年 9 月 26 日 制定

平成 25 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所（以下、本養成所という。）学則に基づき本養成所の運営を円滑に実施するため、この規程を定める。

(所長)

第 2 条 本養成所に所長を置く。

- 2 所長は、本養成所を代表し、その運営を統括する。
- 3 所長は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下、本会という。）の会長とする。

(運営委員会)

第 3 条 本養成所の円滑な運営を実施するため、社会福祉士養成所運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、次の事項を協議する。
 - (1) 養成課程に関する事
 - (2) 教員の委嘱に関する事
 - (3) 入学選考に関する事
 - (4) その他養成所の運営に関する事

第 4 条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員 7 名以内（委員長、副委員長含む。）
- 2 委員長は所長とし、副委員長は委員長の指名とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員（委員長を除く）は、本会の理事若干名、教科担当教員若干名、実習担当教員若干名、専任教員とする。

第 5 条 委員は所長が委嘱し、本会理事会に報告しなければならない。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し、補欠により委員となった者の任期は、その残任期間とする。

第 6 条 会議は、委員長が招集し、原則として年 2 回開催する。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 2 会議は 2 分の 1 以上の委員（委員長、副委員長含む。）の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は協議録を作成し、必要に応じ、監事、理事会に報告しなければならない。

(補則)

第 7 条 本規程の細則に関する事項については、別に定める。

- 2 本規程の変更については、本会の理事会の承認を受けなければならない。

附則 本規程は平成 12 年 10 月 1 日から施行する。